

愛知県立大学国際交流室要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛知県立大学入試・学生支援センター規程第3条に基づき、入試・学生支援センター（以下「センター」という。）に設置する国際交流室について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 国際交流室は、愛知県立大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進することを目的とする。

(業務)

第3 国際交流室は、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外国の大学等との交流協定の締結に関すること。
- (2) 国際交流事業の企画・立案及び実施に関すること。
- (3) 留学生に対する修学上及び生活上の支援に関すること。
- (4) 学術交流協定大学留学生プログラムの実施に関すること。
- (5) 外国の大学等へ留学する学生に対する修学上及び生活上の支援に関すること。
- (6) その他本学における国際交流の推進に関すること。

(組織)

第4 国際交流室は、次の者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 国際交流室専任教員
- (3) 入試・学生支援センター長が指名する学生支援課事務職員
- (4) その他国際交流室長が必要と認めた者

(庶務)

第5 国際交流室の庶務は、学生支援課が担当する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。